

始まります「確定申告」

— 申告書は 自分で書いて お早めに —

所得税・町県民税の『確定申告』が2月16日から始まります。
町では「生きがいに満ちた町」を築くため、「住みよい環境づくり」を目指して、様々な施策を進めています。その大切な財源となるのが税金です。
申告の必要な方は、なるべく日程表の日時に合わせて、申告をお願いします。
申告と納税の期限は、いずれも3月15日です。

確定申告が必要な人

- 事業所得（商業、工業、農業、医業、漁業などからの所得）や不動産所得（地代家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- サラリーマンで年収が200万円を超える人、給与以外の所得が20万円を超える人、2力所以上から給与を受ける人

申告すれば税金が戻る人

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合、確定

事業所得、不動産所得のある人

○災害や盗難にあったとき
○年の中途で退職し、再就職をしなかった人で、年末調整を受けなかったとき

昨年同様、税務署による出張相談が廃止されたため、大変ご迷惑をおかけしますが、本年も長門税務署で申告していた、たくさんあります。
又、「自主申告」「自書申告」の推進のため、日置町対象者の申告指定日も決められていますので、申告期間中（2月16日～3月15日）に必ず申告して下さい。期限間近になると税務署は大変混雑しますので、お早めに申告を済ませましょう。

申告期間
早めに便利な郵送で
所得税 3月15日(木)まで
消費税・地方消費税 4月2日(月)まで
※贈与税の申告は2月1日から3月15日まで

確定申告

申告と納税は、期限内に。
便利な振替納税をご利用ください。
詳しくは最寄りの税務署、税務相談室でおたずねください。

大切ですね。自分で書くこと。

申告書は自分で書いてお早めに。

郵送で窓口でお早めに。

所得税・贈与税
事業税・住民税
3 15
(木)まで

消費税・地方消費税
(個人事業主)
4 2
(月)まで

税務署・県・市町村